

## 新潟みずほ福祉会 令和3年度第3回理事会議事録



- 1 理事会の決議があったとみなされる日  
令和3年9月24日
- 2 決議事項を提案した理事  
理事長 佐藤 隆
- 3 議事録の作成にかかる職務を行った理事  
理事長 佐藤 隆
- 4 理事会の決議があったとみなされる事項の内容
  - (1) 第1号議案 就業規則の一部改正について  
就業規則 第22条1項の改正 一週間の所定労働時間は平均して38時間45分とするに変更  
新旧対照表  
別表1 職員の始業及び終業時刻等の改正（休憩時間の変更）及び追加：休憩時間を現行の45分から60分に変更し別表1で明示する  
新旧対照表
  - (2) わぁ〜らく運営規程の一部について  
（地域生活支援拠点登録に係る「その他運営に関する重要事項」の追記）  
新旧対照表
  - (3) 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について  
議案
    - ① 就業規則及び運営規程の一部改正について
    - ② 開催方法 決議の省略 ※書面決議
    - ③ 日 時 令和3年度第3回理事会の決議があった日から1週間後以降に同意をいただく。

### 就業規則

#### 新旧対照表

#### 下線部分改正点

新	旧
（労働時間及び休憩時間） 第22条 職員の労働時間は、毎月1日を起算日とする（中略）1週間の所定労働時間は、平均して <u>38時間45分</u> とする。  別表1（別紙参照）	（労働時間及び休憩時間） 第22条 職員の労働時間は、毎月1日を起算日とする（中略）1週間の所定労働時間は、平均して40時間とする。  別表1（別紙参照）

この規程は令和3年10月1日から施行する。

(旧)

別表1 職員の始業及び終業時刻等

勤務形態	表記記号	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	□	8:30	17:15	12:15 ~ 13:00
日勤1	□1	8:30	17:15	11:30 ~ 12:15
日勤2	□2	8:30	17:15	12:00 ~ 12:45
日勤3	□3	8:30	17:15	12:30 ~ 13:15
日勤4	□4	8:30	17:15	12:45 ~ 13:30
日勤5	□5	8:30	17:15	13:00 ~ 13:45
日勤6	□6	8:30	17:15	13:15 ~ 14:00
日勤7	□7	8:30	17:15	11:45 ~ 12:30
早出勤1	△1	6:30	15:15	10:30 ~ 11:15
早出勤2	△2	6:30	15:15	11:15 ~ 12:00
早出勤3	△3	6:30	15:15	11:30 ~ 12:15
早出勤4	△4	6:30	15:15	12:15 ~ 13:00
早出勤5	△5	6:30	15:15	12:45 ~ 13:30
早出勤6	△6	6:30	15:15	13:00 ~ 13:45
早日1	◇1	7:00	15:45	11:30 ~ 12:15
早日2	◇2	7:00	15:45	13:00 ~ 13:45
早日3	◇3	7:15	16:00	11:30 ~ 12:15
早日4	◇4	7:15	16:00	12:30 ~ 13:15
早日5	◇5	7:30	16:15	12:45 ~ 13:30
早日6	◇6	7:30	16:15	13:00 ~ 13:45
早日7	◇7	7:45	16:30	12:15 ~ 13:00
遅日勤1	■1	9:00	17:45	12:15 ~ 13:00
遅日勤2	■2	9:15	18:00	12:15 ~ 13:00
遅日勤3	■3	9:30	18:15	12:00 ~ 12:45
遅日勤4	■4	9:30	18:15	12:30 ~ 13:15
遅日勤5	■5	9:30	18:15	12:45 ~ 13:30
遅日勤6	■6	9:30	18:15	13:30 ~ 14:15
遅出勤1	▽1	10:00	18:45	12:15 ~ 13:00
遅出勤2	▽2	10:00	18:45	12:45 ~ 13:30
遅出勤3	▽3	10:00	18:45	13:00 ~ 13:45
遅出勤4	▽4	10:00	18:45	14:00 ~ 14:45
遅出勤5	▽5	10:00	18:45	15:15 ~ 16:00

遅出勤 6	▽6	11:15	20:00	15:15 ~ 16:00
遅勤 1	▼1	12:15	21:00	15:30 ~ 16:15
遅勤 2	▼2	12:15	21:00	16:15 ~ 17:00
夜勤 1	○1	16:30	9:30	1:00 ~ 2:00
夜勤 2	○2	16:30	9:30	0:00 ~ 1:00
夜勤 3	○3	17:00	10:00	0:00 ~ 1:00
夜勤 4	○4	17:00	10:00	2:00 ~ 3:00
夜勤 5	○5	17:00	10:00	2:30 ~ 3:30
夜勤 6	○6	17:00	10:00	0:30 ~ 1:30
夜勤 7	○7	17:00	10:00	3:00 ~ 4:00

(新)

別表1 職員の始業及び終業時刻等

勤務形態	表記記号	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	□	8:30	17:15	12:15 ~ <u>13:15</u>
日勤1	□1	8:30	17:15	11:30 ~ <u>12:30</u>
日勤2	□2	8:30	17:15	12:00 ~ <u>13:00</u>
日勤3	□3	8:30	17:15	12:30 ~ <u>13:30</u>
日勤4	□4	8:30	17:15	12:45 ~ <u>13:45</u>
日勤5	□5	8:30	17:15	13:00 ~ <u>14:00</u>
日勤6	□6	8:30	17:15	13:15 ~ <u>14:15</u>
日勤7	□7	8:30	17:15	11:45 ~ <u>12:45</u>
早出勤1	△1	6:30	15:15	10:30 ~ <u>11:30</u>
早出勤2	△2	6:30	15:15	11:15 ~ <u>12:15</u>
早出勤3	△3	6:30	15:15	11:30 ~ <u>12:30</u>
早出勤4	△4	6:30	15:15	12:15 ~ <u>13:15</u>
早出勤5	△5	6:30	15:15	12:45 ~ <u>13:45</u>
早出勤6	△6	6:30	15:15	13:00 ~ <u>14:00</u>
早日1	◇1	7:00	15:45	11:30 ~ <u>12:30</u>
早日2	◇2	7:00	15:45	13:00 ~ <u>14:00</u>
早日3	◇3	7:15	16:00	11:30 ~ <u>12:30</u>
早日4	◇4	7:15	16:00	12:30 ~ <u>13:30</u>
早日5	◇5	7:30	16:15	12:45 ~ <u>13:45</u>
早日6	◇6	7:30	16:15	13:00 ~ <u>14:00</u>
早日7	◇7	7:45	16:30	12:15 ~ <u>13:15</u>
遅日勤1	■1	9:00	17:45	12:15 ~ <u>13:15</u>
遅日勤2	■2	9:15	18:00	12:15 ~ <u>13:15</u>
遅日勤3	■3	9:30	18:15	12:00 ~ <u>13:00</u>
遅日勤4	■4	9:30	18:15	12:30 ~ <u>13:30</u>
遅日勤5	■5	9:30	18:15	12:45 ~ <u>13:45</u>
遅日勤6	■6	9:30	18:15	13:30 ~ <u>14:30</u>
遅出勤1	▽1	10:00	18:45	12:15 ~ <u>13:15</u>
遅出勤2	▽2	10:00	18:45	12:45 ~ <u>13:45</u>
遅出勤3	▽3	10:00	18:45	13:00 ~ <u>14:00</u>
遅出勤4	▽4	10:00	18:45	14:00 ~ <u>15:00</u>
遅出勤5	▽5	10:00	18:45	15:15 ~ <u>16:15</u>

遅出勤 6	▽6	11:15	20:00	15:15 ~ <u>16:15</u>
遅勤 1	▼1	12:15	21:00	15:30 ~ <u>16:30</u>
遅勤 2	▼2	12:15	21:00	16:15 ~ <u>17:15</u>
夜勤 1	○1	16:30	9:30	1:00 ~ 2:00
夜勤 2	○2	16:30	9:30	0:00 ~ 1:00
夜勤 3	○3	17:00	10:00	0:00 ~ 1:00
夜勤 4	○4	17:00	10:00	2:00 ~ 3:00
夜勤 5	○5	17:00	10:00	2:30 ~ 3:30
夜勤 6	○6	17:00	10:00	0:30 ~ 1:30
夜勤 7	○7	17:00	10:00	3:00 ~ 4:00

(追加)

<u>日勤 8</u>	<u>□8</u>	<u>8:30</u>	<u>17:15</u>	<u>11:00</u> ~ <u>12:00</u>
-------------	-----------	-------------	--------------	-----------------------------

この規程は令和3年10月1日から施工する。

## 運営規程

- 1 わぁ〜らく（特定相談支援事業者/障害児相談支援事業者）  
（その他運営に関する重要事項）

### 第16条

（補足）を（その他運営に関する重要事項）に変更し下記の文章を追加し、従来の文章を2とする。令和3年度10月1日から適用する。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>（その他運営に関する重要事項）</p> <p>第16条 <u>事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</u></p> <p>（1）<u>障がい者等からの相談に応じる機能</u></p> <p><u>24時間の連絡体制を確保し、かつ、利用者又はその家族の相談に対応する体制を確保すると共に、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な状態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族からの要請に基づき、必要に応じて、関係機関と連携し、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整（コーディネート）等を行う。</u></p> <p>2 <u>この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人新潟みずほ福祉会と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。</u></p>	<p>（補足）</p> <p>第16条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人新潟みずほ福祉会と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。</p>

- 2 わぁ〜らく（一般相談支援（地域移行・地域定着））  
（その他運営に関する重要事項）

### 第17条

（補足）を（その他運営に関する重要事項）に変更し下記の文章を追加し、従来の文章を2とする。令和3年度10月1日から適用する。

新	旧
<p>(その他運営に関する重要事項)</p> <p>第 17 条 <u>事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）第一の二の 3 に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</u></p> <p>(1) <u>障がい者等からの相談に応じる機能</u></p> <p><u>24 時間の連絡体制を確保し、かつ、利用者又はその家族の相談に対応する体制を確保すると共に、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な状態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族からの要請に基づき、必要に応じて、関係機関と連携し、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整（コーディネート）等を行う。</u></p> <p>2 <u>この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人新潟みずほ福祉会と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。</u></p>	<p>(補足)</p> <p>第 17 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人新潟みずほ福祉会と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。</p>

令和 3 年 9 月 14 日、理事長佐藤隆が理事及び監事に対し上記理事会の決議の目的である事項について提案を行い、当該提案につき、理事全員から書面による同意の意思表示を得、かつ、監事からの異議がないので、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び当法人定款第 28 条の 2 の規程に基づき、決議事項を可決する旨の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、社会第 45 条の 14 第 9 項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び当法人定款第 28 条の 2 の規程に基づき、理事会の決議のあったとみなされる事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った理事が次に記名押印する。

令和 3 年 9 月 25 日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

理事長 佐藤 隆



## 業務執行状況の報告

令和3年9月14日

定款第19条第3項の規程に基づく、理事長及び常務理事の職務執行状況を報告します。

理事長 佐藤 隆  
常務理事 海老 郁夫

### 1 報告対象期間

令和3年6月24日（令和3年度第2回理事会開催日）から令和3年9月14日（令和3年度第3回理事会にかかる提案書提出日：書面決議）まで

### 2 入札案件

・新潟みずほ園・みのり園建替え整備に係る基本設計・実施設計及び監理業務受託候補者選定（公募型プロポーザル：7社）

(1) 日 時 令和3年9月8日（水）10:00～

(2) 会 場 総合支援センター1階会議室

(3) 決定事業者 堤建築設計事務所（新潟市中央区）

(4) 選定理由 「綿密な調査による資料作成と、将来を含めすべてにおいて具体的な提案がなされていたため」

### 3 職員の動向

(1) 退職：6名

生活支援員（新潟みずほ園、みのり園各1名、第2みずほ園2名）

パート（樫の木2名）

(2) 採用：3名

生活支援員（新潟みずほ園1名）

パート（第2みずほ園、樫の木各1名）

(3) 異動：4名（10月1日付）

(4) 職員の処分について

・令和3年7月19日付

・処分対象者：1名 ・懲戒理由：新潟市への通報案件（利用者に対する心理的虐待にあたるとの判定） ・処分内容：減給

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種状況

・接種を希望する利用者、職員に対し、2回目のワクチン接種を8月25日に終了した。

### 4 予備費使用について

・別紙参照約を行った。





予備費使用報告

理事長決裁日

2021年8月30日

拠点区分	使用日	科目	予算現額	予備費使用額	予備費使用後予算額	理由	予備費		使用繰越
							使用前	使用后	
第2みずほ園	7/31	事業費支出	1,384,895	99,000	1,483,895	器具及び備品取得支出で予算計上していたが購入金額が安くなり消耗器具備品費支出で計上。	7,322,228	7,223,228	1,612,582
		消耗器具備品費支出							
新潟みずほ園	7/31	事務費支出	2,091,707	22,000	2,113,707	リース料入替予定だったがみずほ園で使用していないものがある為移設	6,498,357	6,476,357	
		業務委託費支出							
予備費使用額計				121,000	3,597,602		13,820,585	13,699,585	使用累計
									1,733,582

社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。


記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事 佐藤隆 

社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。


記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事 和田晋弥 

社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。

記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事 野沢 慎吾



社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。


記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事 海老原 郁夫 

社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。


記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事 多賀邦夫 

社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。

記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事 田中 順 

社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。

記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

監事 小柴 昭彦 



社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
理事長 佐藤 隆 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年9月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に同意いたします。

記

提案事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 運営規程の一部改正について
- 第3号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

令和3年9月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

監事 鈴木 昭 